

1. 件名：規制制度の運用等に関する原子燃料工業株式会社との面談
2. 日時：令和5年6月22日（木）13時20分～15時50分
3. 場所：原子燃料工業株式会社熊取事務所 事務本館 3階 会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門
大向安全規制管理官、鈴江管理官補佐
熊取原子力規制事務所
大東所長、内海原子力運転検査官

原子燃料工業株式会社 熊取事業所
執行役員熊取事業所 所長 他5名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から原子燃料工業株式会社（以下「原燃工」という。）に対し、原子力規制検査制度の現状の所感等について質問し、以下のように説明を受けた
 - a. 検査制度についての所感
 - ・検査制度が変わって3年になるが、その前からトライアルしていたので慣れてきた感はある。
 - ・新検査制度になり保安に対する意識の向上が見られるようになり、少しずつ良くなってきていると感じている。
 - ・CAP（Corrective Action Program）も現地検査官と疑念を持たず相互対応出来ていると思っている。発展途上であり慣れておらず些末な問題もあるが、レベルは上がっており、労働安全に関することだけで無く、保安に関しても出来てきていると感じている。
 - ・フリーアクセスが導入されたことにより、事前の準備が必要なくなり、旧検査に比べ負担は減っている。また、全体的にコミュニケーションが取りやすくなったと感じている。
 - b. その他
 - ・以前の使用前検査は新設のものに対しての検査であったが、新規制基準対応後の使用前事業者検査では既使用品に対して同じ判定基準を適用して

いて、判断が難しい場合がある。

(2) 原子力規制庁から、以下のとおりコメントした。

- ・原燃工でのCR (Condition Report) の運用について未然防止の観点から良いところに気付くようになってきていると感じている。
- ・現在、若い方から多くのCRが上がって来ているとの説明を受けたが、事案の大小に係わらずどんどん上げてもらって慣れていただきたい。
- ・新検査制度は、事業者と原子力規制庁が対等な関係でコミュニケーションをとって行き、何でも相談していただきたい。

6. 配布資料

なし